仕　様　書

１　品名
　　手術用顕微鏡

２　製品型式番号等及び数量
　　別紙のとおり

３　納入設置期限
　　令和９年３月 31 日（水）

４　納入場所
　　大阪府大阪市都島区都島本通２丁目 13 番 22 号
　　大阪市立総合医療センター　手術センター

５　保証期間
　　検査合格日より１年間

６　特記事項
(1) 本物品の搬入・据付にあたっては、当センターの業務に支障のないように当センターの指示どおり実施し、正常作動するよう必要な点検・調整を行うこと。また、当センターの負担は発生しないこと。
(2) 納品に伴う搬送、既組立、据付、試運転、稼働に必要なネットワーク工事等、全ての費用は契約金額に含むこと。
(3) 本物品に関する事故・安全情報等は、ただちに報告すること。また、改良等がなされた場合も同様とする。
(4) グリーン配送の規定を遵守すること。
(5) 本物品納入の際には、最新の状態かつ未使用品を納品すること。また、後継機種が発売された際は、納入物品等について当センター担当職員と協議し、その指示に従うこと。
(6) 納品時に取扱説明書が存在する場合は、納品部署に提出すること。また、シリアルナンバー等、個体の限定が可能な情報は納品書等に記載し報告すること。
(7) 納品時に当センターの管理する備品シールを貼付し、納品書・保証書・添付文書・取扱説明書・簡易取扱説明書・画像データ（JPEG）を提出すること。
(8) 機器の使用方法等に関しては常時説明できること。
(9) 検収後１年間は無償にて定期点検・調整及び故障修理等を随時行うこと。また、検収から１年以内にソフトウェア等のアップグレードが発生した場合は、無償で実施すること。
(10) 本物品に必要な消耗品及び故障時等の物品について供給が確保されていること。

(11) 本物品の故障及び不具合等に対して、夜間及び祝祭日でも修理等の対応、連絡体制が整備されていること。また、修理または調整作業を速やかに実施できること。なお、故障及び不具合等の状況は、その都度報告し、当センター担当職員の承認を受けること。

(12) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、当センターの解釈によるものとする。

(13) その他本仕様書に記載のない事項については、適宜当センター担当職員との協議に応じること。

7　事業担当課

〒534-0027

大阪府大阪市都島区中野町５丁目 15 番 21 号（大阪市都島センタービル）

地方独立行政法人　大阪市民病院機構

大阪市立総合医療センター　総務部財務課

TEL 06-6929-3622

(1) 品名　　手術用顕微鏡

(2) 構成等

No.	構成内容	数量	備考
1	手術用顕微鏡	1式	
	(以下、構成内訳)	-	
1-1	手術用顕微鏡本体	1式	
1-2	対面式助手用鏡筒(側視変更可)	1式	
1-3	ワイヤレスフットスイッチ	1式	
1-4	顕微鏡内蔵カメラ	1式	
1-5	4Kタッチモニター（24インチ以上）	1式	
1-6	ドレープ吸引機能	1式	
1-7	スタンド内蔵記録システム	1式	
1-8	術中血流観察モジュール	1式	
1-9	キセノン光量制御装置	1式	
1-10	オートフォーカス機能	1式	
1-11	可変型双眼鏡筒	2式	
1-12	高倍率アダプター（総合倍率26倍以上）	1式	
2	その他	-	
2-1	道工具機材運搬車両	1式	
2-2	作業養生	1式	

(3) 納入場所 地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター

手術用顕微鏡　仕様書

（性能、機能に関する要件）

1	手術用顕微鏡については、以下の要件を満たすこと。
1-1	手術用顕微鏡の鏡基部と制御装置は以下の要件を満たすこと。
1-1-1	観察光学系は、アポクロマート設計を採用していること。
1-1-2	変倍機構は、ズーム比が1:6の電動式であること。
1-1-3	緊急時のズーム、フォーカスの手動調整が可能であること。
1-1-4	ズーム、フォーカス、XY視野移動の各スピード調整が可能であること。
1-1-5	高倍率観察機能を有し、微細な構造物を観察可能であること（総合倍率26倍以上）。
1-1-6	術者、助手の各鏡筒の可動域は120°以上であること。
1-1-7	術者鏡筒を180°回転し接眼レンズと対物レンズを一直線上に配置することにより、顕微鏡操作に適した術者姿勢が可能であること。
1-1-8	助手用鏡筒は、術者に対し対面の同軸立体鏡筒が装着可能なこと。
1-1-9	電磁ロック解除ボタンは6軸全解除のほか、3軸部分解除ボタンも装備していること。
1-1-10	電磁ロックの3軸部分解除ボタンは、鏡基部3軸解除とスタンドアーム3軸解除の選択がコントロールパネル上の操作で選択できること。
1-1-11	ハンドルグリップは鏡基本体の左右両側に装備され任意の位置に固定することができること。
1-1-12	ハンドルグリップは、ズームupおよびdown、フォーカスupおよびdown、XY4方向、電磁ロック全解除および部分解除を装備し、電磁ロック全解除以外に任意の機能が割り当てられること。
1-1-13	フットスイッチはワイヤレスで、ズームupおよびdown、フォーカスupおよびdown、XY4方向以上、4個以上のプログラムボタンを装備し、その全てに任意の機能が割り当てられること。
1-1-14	ユーザー設定ではフットスイッチおよびハンドルグリップボタンの機能割り当てなどを30人分記憶させることができること。
1-1-15	カラーカメラおよびICG蛍光カメラを鏡基部に内蔵し、外付けカメラアダプタ及び外付け撮像ユニットを必要としない構造を有すること。
1-1-16	2基の赤色レーザーによる焦点補助機能を有していること。
1-1-17	ICG蛍光観察機能を有し、画像切替および記録画像の再生操作を清潔野で術者が行えること。
1-1-18	オートフォーカス機能を有していること。
1-1-19	術者、助手の各々の身長に合わせて双眼鏡筒を各々独立して調整できる機構を有すること。

1-2	手術用顕微鏡の光源装置は以下の要件を満たすこと。
1-2-1	光源装置は300W以上のキセノンランプを搭載していること。
1-2-2	予備光源として主光源と同じ出力のキセノンランプを搭載していること。
1-2-3	緊急時の予備光源への切り替えはコントロールパネルで可能であること。
1-2-4	焦点距離に応じ自動で安全な光量に制限する機能を有していること。
1-2-5	照明の照野径を倍率に応じて自動的に変更し、また手動でも任意の照野径に変更できること。
1-2-6	キセノンランプの推定寿命または使用時間がコントロールパネルで確認できること。
1-2-7	照明光量はフットスイッチおよびハンドルスイッチに設定することにより術者が清潔領域から調光操作可能であること。

1-3	手術用顕微鏡のフロアスタンドシステムは以下の要件を満たすこと。
1-3-1	フロアスタンドはオーバーヘッドポジショニングが可能であること。
1-3-2	フロアスタンドはカウンターバランス方式の電磁クラッチ方式であり、オートバランス機能を有していること。
1-3-3	鏡基部の可動範囲は、水平回転角450°以上、仰角は前方25°、後方120°以上、傾斜角は左右45°以上の範囲があること。
1-3-4	鏡基部は電動XYローテーションを有しており、フットスイッチ、ハンドルスイッチにより操作できること。
1-3-5	フロアスタンドのベース部には、ブレーキストッパーを有していること。
1-3-6	フロアスタンドのベース部には、4つの大型キャスターが装備されており、平面360°自由な方向へ移動させることができること。
1-3-7	フロアスタンドのベース占有面積は820mm x 820mm以下の大きさであること。
1-3-8	フロアスタンドの材質は堅牢な金属で構成されており、表面には抗菌コーティングがされていること。
1-3-9	スタンドに24インチ以上の液晶モニターを搭載可能であること。
1-3-10	ドレープ吸引機能を有すること。
1-3-11	フロアスタンドに記録システムが搭載されていること。

（性能、機能以外に関する要件）

1	設置条件について、以下の要件を満たすこと。
1-1	装置の搬入、据付、配線、調整、稼働テスト等は、受注者が責任を持って実施することとし、それに係る費用は受注者の負担とする。
1-2	納入期限までに調達物品が診療業務に使用できるよう搬入、設置工事を行うこと。
1-3	装置の現場内設置から使用開始までの養生管理、またはそれに伴う保険等は受注者の負担で行うこと。
1-4	据付で発生した廃材等は受注者負担にて撤去すること。
1-5	調達物品の導入にあたり、上下階等、他部門の診療業務に支障をきたさないようにすること。

2	障害支援体制について、以下の要件を満たすこと。
2-1	調達部品の故障、不具合に対して、保守等に関する契約を締結するしないに関わらず、夜間および祝祭日でも連絡対応が整備されていること。修理に関しては当センターの職員と相談の上、対応すること。
2-2	調達部品は、納入後においても稼働に必要な消耗品および故障時に対する交換部品の安定供給が確保されていること。
2-3	障害時は、急速な復旧を可能にするサービス体制を有すること。
2-4	納入日より1年間は、保証、保守の対応を無償で行うこと。
2-5	納入1年後以降の保守サービスについては、当センターと協議し最適化した内容を提案すること。
2-6	受注者の負担にて、当センターの担当医師および担当者への教育訓練を行うこと。

3	その他について、以下の要件を満たすこと。
3-1	操作マニュアルは、各装置（周辺機器を除く）について日本語版を2部以上提供もしくは電子データとして有すること。
3-2	今回入札に提示する手術用顕微鏡の製品、バージョン、構成内容、付属品、ソフトウェア等については事前に当センターの手術センター（形成外科）と十分に協議し、同部署の許可を得たもので提示すること。

（別紙）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

１　暴力団等の排除について

（１）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

（２）受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

（３）受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

（４）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

（５）受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

（６）発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

２　誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第１条　受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成１８年大阪市条例第１６号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（１）　条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたとき

（２）　発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第１２条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室の連絡先：06-6929-3275

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。